

## 平成 29 年度山形県成長分野認証取得支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 知事は、山形県ものづくり技術振興戦略（平成 27 年 3 月策定）において位置づけた成長分野の 6 分野のうち、航空機関連及び医療・福祉・健康関連分野（以下「2 分野」という。）の産業の振興を図り、もって、県内の中小企業の取引拡大に資するため、2 分野への参入等を図る中小企業者が、参入等にあたって必要な認証を取得する経費に対して、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する者のうち、製造業に属する事業を主たる事業として営む者をいう。ただし、みなし大企業は除く。

2 この要綱において、「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有。
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占める。

3 この要綱において、「補助対象認証」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) JISQ9100 認証：国際航空宇宙品質グループ（IAQG:International Aerospace Quality Group）による国際統一規格である航空宇宙品質マネジメントシステムの日本規格をいい、AS9100（アメリカ規格）、EN9100（ヨーロッパ規格）を含むものとする。
- (2) Nadcap 認証：PRI（Performance Review Institute）が認定する国際航空宇宙産業特殊工程認証プログラム
- (3) 医薬品医療機器等法認証：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器等法）に基づく医療機器製造販売業許可、製造業登録申請及び医療機器の届出、認証、承認をいい、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令に基づく医療機器製造に必要な製造管理及び品質管理の基準への適合に関するものを含むものとする。
- (4) ISO13485 認証：医療機器の品質保証マネジメントシステムの国際標準規格

### (補助事業者)

第 3 条 この補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 県内に補助金の対象事業を遂行する事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 2 分野のいずれかへの参入、又は取引拡大を目指している中小企業者であること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 山形県競争入札参加資格指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている場合

- (2) 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)又は消費税を滞納している場合
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続きを行っている場合
- (4) 本店、支店及び事業所の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である場合

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、前条第1項に規定する補助事業者が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に実施する事業とし、補助対象事業及び補助対象経費は別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とし、上限額を100万円とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助目的の達成に支障を来すこととなる事業計画の変更
- (2) 補助対象経費の20%を超える変更(補助金の額に影響を及ぼさない変更を除く。)

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認(補助金変更交付)申請書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止を行う場合は、その理由を記載した補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、その理由を記載した補助事業遅延等報告書（別記様式第 5 号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付決定内容及びこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から 10 日を経過する日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第 12 条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行について、規則第 12 条の規定に基づき、別に定める日までに事業実施状況報告書（別記様式第 6 号）を添えて提出させることができる。

(実績報告)

第 13 条 規則第 14 条の規定に基づく補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた時はその日）から 30 日を経過した日又は平成 30 年 4 月 6 日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第 7 号）
- (2) 収支決算書（別記様式第 8 号）

(交付の取消し)

第 14 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(概算払)

第 15 条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることがある。

- 2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第 16 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類等を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後 5 年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者は、当該補助事業に係る経理を明確に区分して処理しなければならない。

(成果の発表)

第 17 条 知事は、補助事業により行った事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

別 表

補助対象事業	補助対象経費	内容
1. 航空機関連認証 取得推進事業 (補助対象認証： JISQ9100 認証又は Nadcap 認証)	申請料、審査料、認証料	
	翻訳料、通訳料	
	需用費	資料印刷費、図書購入費など
	コンサルティング経費	認証取得の外部専門家に支払う費用
	旅費	認証取得に必要な調査、出張のための経費
	負担金	認証取得に必要な研修を受講する経費
	その他知事が必要と認める経費	
2. 医療機器関連認 証取得推進事業 (補助対象認証：医薬 品医療機器等法認証 又は ISO13485 認証)	申請料、審査料、認証料	医薬品医療機器等法に関する製造販売業許 可及び製造業登録申請に係る手数料は除く
	翻訳料、通訳料	
	需用費	資料印刷費、図書購入費など
	コンサルティング経費	認証取得の外部専門家に支払う費用
	旅費	認証取得に必要な調査、出張のための経費
	負担金	認証取得に必要な研修を受講する経費
	その他知事が必要と認める経費	

[備考]

以下の経費は補助対象経費として認められない。

- ・ 医薬品医療機器等法に関する製造販売業許可及び製造業登録申請に係る手数料
- ・ 需用費：汎用性の高い事務用品（一般的な文具、プリンター消耗品など）
- ・ 旅費：グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金
- ・ 消費税及び地方消費税に係る経費（旅費等の内税を含む）
- ・ 振込手数料